

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第 51 号

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成 8 年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 条 （略）</p> <p><u>（採捕の停止等）</u></p> <p>第 1 条の 2 <u>知事は、管理期間（体重30キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）又は体重30キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）に係る第 1 種特定海洋生物資源知事管理量による管理の対象となる期間として法第 3 条第 1 項に規定する基本計画で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、小型魚又は大型魚の採捕の数量が、これらに係る第 1 種特定海洋生物資源知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、直ちにその旨を告示するものとする。</u></p> <p><u>2 知事が前項の規定により告示をした場合は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、次条各号に掲げる漁業を営む者及び遊漁をする者は当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。</u></p>	<p>第 1 条 （略）</p>

附 則

この規則は、平成30年12月18日から施行する。